健／令05-08　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 令和５年８月２５日

**＊　健　保　だ　よ　り　＊**

三菱瓦斯化学健康保険組合

**「被扶養者認定基準」の変更について**

厚生労働省通知および厚生局実地監査の指導により、下記のとおり「被扶養者認定基準」の変更をすることが、第155回組合会で承認されましたのでお知らせいたします。

記

■変更内容

１．給与以外の収入があるものについて「所得税上扶養親族となる所得（48万円）まで」という基準を廃止します。

２．給与以外の収入があるものについて、収入から差し引くことができる経費「直接的必要経費」の認否基準を定めました。（別表）

　　※「直接的必要経費」とは、生計費や自己の資産となるものは排除した、原材料費等当該事業遂行のための最小限必要な経費をいい、税法上の経費とは異なります。

■変更にともなう「給与以外の収入がある」被扶養者の認定基準

（現　行）収入から税法上の「必要経費」を差し引いた額が、48万円未満

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**↓**

（変更後）収入から「直接的必要経費」を差し引いた額が、130万未満（60歳以上または障がい者は180万円未満）

■参考例

①収入：400万円　　税法上の必要経費：300万円　　青色申告控除：55万円　　所得：45万円

（現　行）　収入－必要経費－控除＝45万円　＜　48万円　　「認定」

（変更後）　直接的必要経費：10万円

　　　　　　収入－直接的必要経費＝390万円　＞　130万円　「不認定」

②収入：125万円　　税法上の必要経費：15万円　　所得：110万円

（現　行）　収入－必要経費＝110万円　＞　48万円　「不認定」

（変更後）　直接的必要経費5万円

　　　　　　収入－直接的必要経費＝120万円　＜　130万円　「認定」

■変更年月日

令和５年１１月１日

以　上